

**令和 7・8 年度 潟上市測量・建設コンサルタント等
入札参加資格審査申請要領【随時申請】**

潟上市総務部総務課

令和 7・8 年度における潟上市が発注する測量・建設コンサルタント等の入札（見積）に参加しようとする方は、次により入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出してください。

※提出書類が前回と一部異なります。必ず本要領をご確認の上、提出してください。

1. 資格要件

- （１）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- （２）申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと。
- （３）国税及び潟上市税が未納でないこと（ただし、潟上市税については、潟上市に納税義務がある者に限る）。
- （４）社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入義務のある事業所で社会保険等に未加入でないこと。

2. 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで

（ただし、土・日曜日、祝日及び 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日については受付を行いません。郵送（宅配便等を含む）による場合は、令和 8 年 9 月 3 0 日までに到着したものを有効とします。）

3. 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除きます。）

4. 提出方法

持参又は郵送（宅配便等を含む）により提出してください。

5. 提出先（問い合わせ先）

〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台 226 番地 1
潟上市役所総務課管財班
電話 018-853-5380

6. 有効期間

名簿掲載の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

7. 資格の通知

提出された申請書は審査基準に基づき審査し、資格が認定された申請者の名簿は潟上市ホーム

ページで公表します。資格が認定されなかった申請者にのみ、その旨を通知します。

8. 提出書類

潟上市様式で提出してください。様式は潟上市ホームページからダウンロードできます。

(1) 潟上市測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書(様式1-1・1-2)

- ・申請者の住所等を記入してください。
- ・「1. 登録を受けている事業」は、登録を受けている事業がある場合に、その登録状況を記入してください。
- ・「2. 秋田県電子入札システム利用者登録」は、有・無のどちらかに「○」印をつけてください。
- ・「3. 委任先の事業所」は、本社(店)の代表者から支店又は営業所等の代表者に契約等の権限を委任する場合に、委任先の住所、商号又は名称、職・氏名、電話及びFAX番号等を記入してください。**【※】**
- ・「4. 申請事務担当者連絡先」は、潟上市から申請内容の確認等をする場合の連絡先を記入してください。なお、提出書類に不足等があった場合の連絡は原則としてFAXにて行いますので、FAX番号は必ず記入してください。
- ・「5. 申請代理人・作成行政書士(代理申請時使用欄)」は、行政書士等が申請代理人として代理申請する場合に使用してください。(この欄に記入・押印がされていれば、代理申請に係る委任状の提出は不要です。)
- ・「6. 指名競争入札書類の電子メール送付の可否及び送付先メールアドレス」は、電子メールによる送付の可否及び可の場合の電子メールアドレスを記載してください。
- ・「7. 測量等実績高」「8. 有資格者数(人)」をそれぞれ記載してください。

【※】潟上市内に在る営業所等を委任先として申請する場合、「潟上市市内業者及び準市内業者の認定基準」の要件を十分確認してから申請をしてください。主な要件は次のとおり。

- ・潟上市内において法人に係る市税の納税義務を有していること。
- ・業務に必要な自社社員を常勤で配置(派遣社員・契約社員等のみの配置は認められません)し、社名掲示、電話、机等什器備品を備えており、実質的に営業所等として機能していること。

(2) 業態調書(様式2)

- ・入札(見積)への参加を希望する業務に「○」印をつけてください。
- ・国の法令に基づく登録が必要です。
(環境調査及び補償コンサルタント等業務の「登記手続等」を除きます。)

(3) 登録証明書等（写し）

- ・営業に関し、法律上必要とする登録証明書等の写しを提出してください。
- ・様式1－1「1. 登録を受けている事業」に登録状況を記入した場合は、それぞれ該当する登録証明書等の写しを提出してください。証明書等が提出されていない場合は、登録を受けていないものとみなします。

(4) 技術者経歴書（様式3）

- ・様式1－2「8. 有資格者数」に記載した資格を有する者について記載してください。
- (※) 国土交通省が使用する様式で提出しても構いません。

(5) 測量等実績調書（様式4）

- ・入札（見積）への参加を希望する業種ごとに、直前2年間に完成若しくは着手した業務について記載してください。
- (※) 国土交通省が使用する様式で提出してもかまいません。

(6) 暴力団排除に関する誓約書（共通様式1）

- ・潟上市暴力団排除条例に基づき提出していただくものです。内容を確認し、誓約する意思を示すものとして提出してください。押印が必要です。

(7) 使用印鑑届（共通様式2）

- ・入札（見積）や契約に使用する印鑑を届け出ていただくものです。「(使用印)」欄に入札等に使用する印鑑を押印してください。

(8) 委任状（共通様式3）

- ・本社（店）の代表者から支店又は営業所等の代表者に契約等の権限を委任する場合に提出してください。
- ・本社（店）の代表者（委任者）と受任者の双方の印鑑を押印してください。

(9) 社会保険料納入確認書（写し可）

- ・年金事務所等で発行された、申請日に確認可能な月までの直近24か月分の未納の有無がわかる証明書を提出してください。納付の猶予の許可を受けている方は、そのことが確認できる通知の写しを提出してください。

(10) 納税証明書（写し可）

- ・潟上市内に居住する又は事業所を有する場合、又は、潟上市内に居住しない又は事業所を有しないが、潟上市に住所を有する従業員の個人市民税及び個人県民税の特別徴収義務者となっている場合は、「国税」と「市税」の両方を提出してください。
- ・潟上市内に居住しない又は事業所を有しない場合で、かつ、特別徴収義務者となっていない場合は、「国税」のみを提出してください。

なお、秋田県内の本店又は営業所等で申請する事業者（個人事業者を除く）で、特別徴収義務者となっていない事業者は、そのことを誓約する誓約書の提出が必要です。（17）
をご確認ください。

- ・申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

区分	証明書	発行先
国税	未納税額がないことの証明 ・個人の場合は「その3の2」 ・法人の場合は「その3の3」	住所地管轄の税務署
市税	潟上市で発行する納税証明書(直前の2年度(令和5・6年度)分) ・課税されているすべての項目で、未納税額がないことの証明	潟上市役所税務課 又は 天王、昭和、飯田川、追分の 各出張所

◇潟上市の納税証明書を取得するには、次の2つが必要です。

①納税証明書の取得に関する委任状、又は必要事項の記載及び代表者印の押印がされた証明書交付申請書（委任状及び証明書交付申請書）は、潟上市ホームページからダウンロードできます。

②受任者（証明書の取得を頼まれた人）の本人確認書類（運転免許証など）

◇市県民税の特別徴収など、納期限が到来していない分については、納税証明書の「未納額」欄に金額が記載されますが、「納期到来未納額」欄が0円であれば「未納なし」の取扱いとなります。また、証明書発行の直前に納付した場合などは、市で納付が確認できない場合がありますが、その際は証明書発行窓口にて領収書を提示していただき、納付が確認できれば最新の納付状況が反映された納税証明書を発行いたします。

◇国税の徴収猶予の許可を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」を提出してください。「納税証明書（その1）」を提出する場合は、税目を「法人税」及び「消費税及び地方消費税」として発行してください。

(11) 市税の納付状況の調査に係る同意書（共通様式4）

- ・秋田県内の本店で申請する、又は秋田県内の支店又は営業所等の代表者に契約等の権限を委任する事業者は提出してください。押印が必要です。

(12) 特別徴収義務者ではないことの誓約書（共通様式5）

- ・秋田県内の本店で申請する、又は秋田県内の支店又は営業所等の代表者に契約等の権限を委任する事業者（個人事業者を除く）で、潟上市に住所を有する従業員がいないため、潟上市の個人市民税及び個人県民税の特別徴収義務者となっていない方は提出してください。押印が必要です。

(13) 印鑑証明書（写し可）

- ・ 法人の場合は本社所在地を管轄する法務局、個人の場合は代表者住所地の市町村が発行する印鑑証明書を提出してください。
- ・ 申請日前3か月以内に発行された印鑑証明書を提出してください。

(14) 登記事項証明書又は身分証明書（写し可）

- ・ 法人の場合は、申請日前3か月以内に法務局で発行された登記事項証明書（現在事項又は履歴事項全部証明書）を提出してください。
- ・ 個人の場合は、申請日前3か月以内に本籍地の市町村で発行された身分証明書を提出してください。

身分証明書は、本籍地の市町村が発行する行政証明書です。運転免許証の写しなどの「本人確認書類」とは異なりますのでご注意ください。

(15) 財務諸表（決算書等）（写し可）

- ・ 申請日の直前1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書等を提出してください。（個人の場合は、確定申告書と青色申告決算書もしくは収支内訳書）

9. その他

- (1) 提出書類は、「8. 提出書類」の番号順に並べて、紙製フラットファイル（A4判・タテ型・2穴）に綴じて提出してください。
- (2) ファイルは青色又は水色系のものを使用してください。
- (3) ファイルの表紙及び背表紙に「入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入してください。
- (4) 郵送（宅配便等を含む）により提出される方で、申請書の受理票を希望する方は、受理票送付用封筒（切手貼付）もしくは受理票用ハガキを同封してください。同封されていない場合、受理票の送付はいたしません。

■提出書類一覧 （◎：全者が提出するもの、△：該当する者のみが提出するもの）

書類番号	提出書類	
(1)	潟上市測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書 (様式1-1・1-2) ※片面印刷してください。「6. 指名競争入札書類の電子メール送付の可否及び送付先メールアドレス」が2ページ目になります。	◎
(2)	業態調書(様式2)	◎
(3)	登録証明書等(写し)	△
(4)	技術者経歴書(様式3)	◎
(5)	測量等実績調書(様式4)	◎
(6)	暴力団排除に関する誓約書(共通様式1) ※押印が必要です。	◎
(7)	使用印鑑届(共通様式2) ※届出印の押印が必要です。申請者の押印は不要です。	◎
(8)	委任状(共通様式3) ※委任者及び受任者双方の押印が必要です。	△
(9)	社会保険料納入確認書(写し可)	◎
(10)	納税証明書(国税及び潟上市税)(写し可) ※潟上市内に居住する又は事業所を有する場合、又は、潟上市内に居住しない又は事業所を有しないが、潟上市に住所を有する従業員の個人市民税及び個人県民税の特別徴収義務者となっている場合は、「国税」と「市税」の両方を提出してください。 ※潟上市内に居住しない又は事業所を有しない場合で、かつ、特別徴収義務者となっていない場合は、「国税」のみを提出してください。	◎
(11)	市税の納付状況の調査に係る同意書(共通様式4) ※秋田県内の本店で申請する、又は秋田県内の支店又は営業所等の代表者に契約等の権限を委任する事業者は提出してください。押印が必要です。	△
(12)	特別徴収義務者ではないことの誓約書(共通様式5) ※秋田県内の本店で申請する、又は秋田県内の支店又は営業所等の代表者に契約等の権限を委任する事業者(個人事業者は除く)で、潟上市に住所を有する従業員がいないため、潟上市の個人市民税及び個人県民税の特別徴収義務者となっていない方は提出してください。押印が必要です。	△

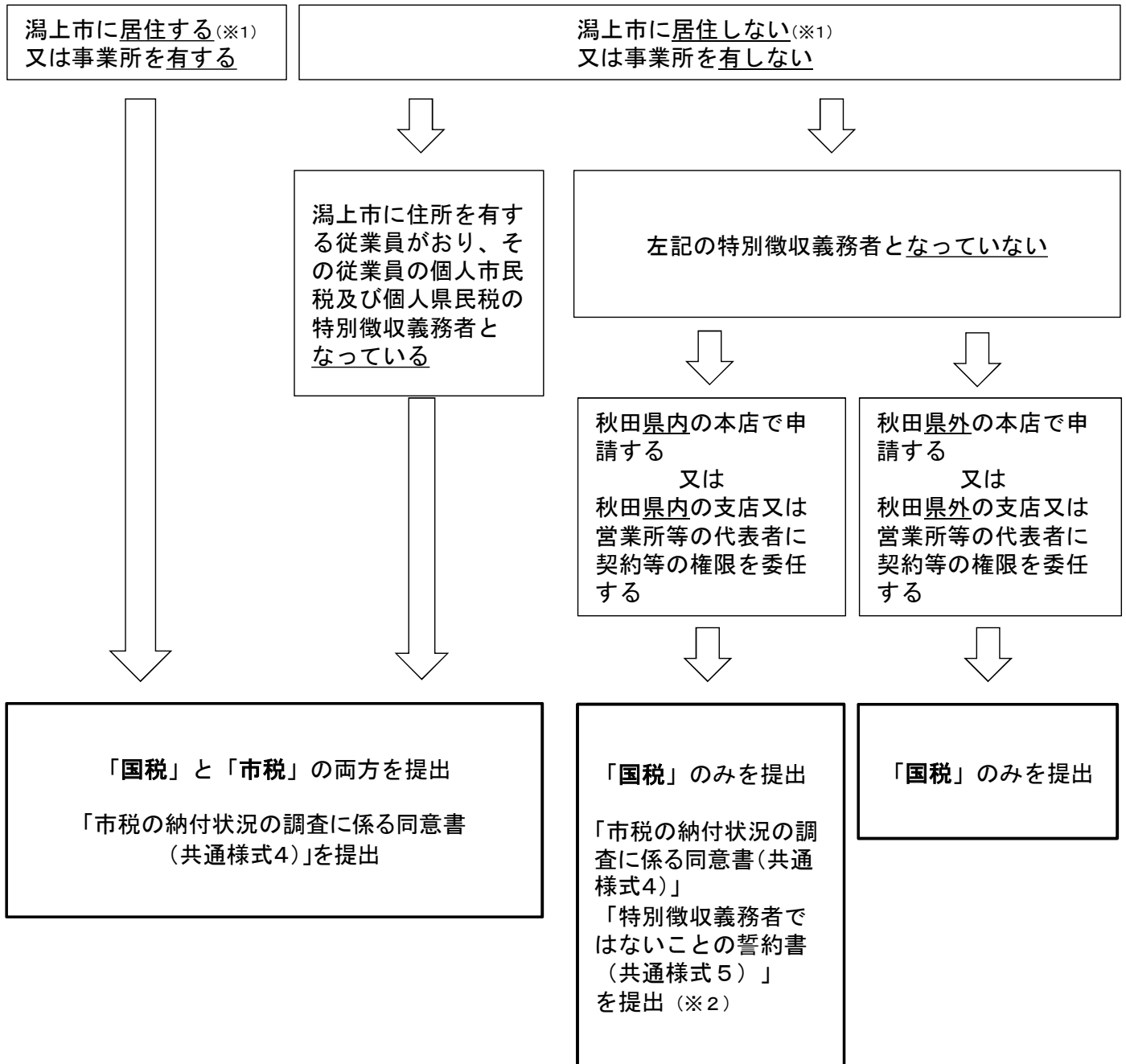
(13)	印鑑証明書（写し可）	◎
(14)	登記事項証明書又は身分証明書（写し可）	◎
(15)	財務諸表（決算書等）（写し可）	◎

（注意）提出すべき書類の中で提出できない書類がある場合は、その理由等を記した理由書（任意様式）を提出してください。

納税証明書の取得に関するフロー

潟上市総務課管財班

このフローは、個人・法人を問わず、令和7・8年度入札参加資格審査申請をする全ての事業者に適用されます。



(※1) 居住は、個人事業者の場合で、その者が潟上市に住所を有することをいいます。

(※2) 個人事業者の場合は誓約書の提出は不要です。